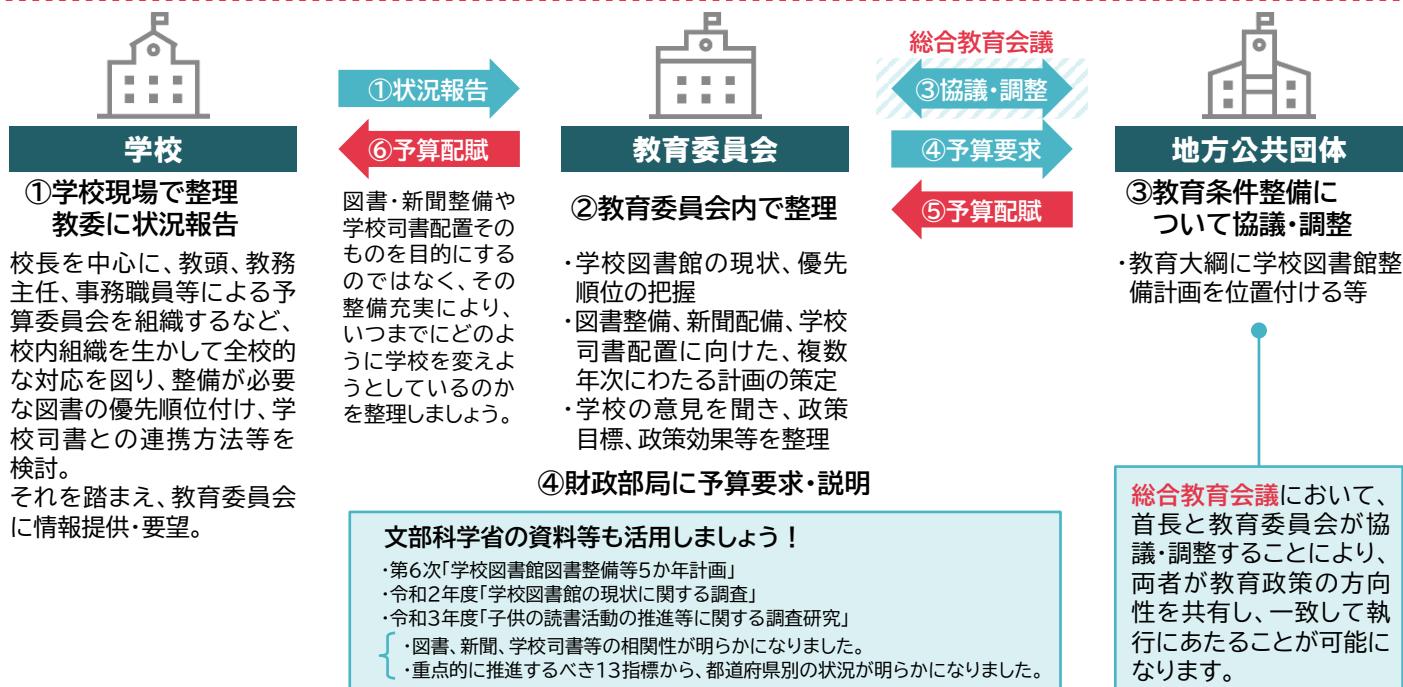


学校図書館整備の流れ

※地方財政措置

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源保障をするもの。

地方公共団体が学校図書館の図書等の整備のために必要な標準的な経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入している。



地方交付税算定額の試算方法

あなたの自治体や学校の、図書・新聞・学校司書費として措置されている、地方交付税算定額を試算してみましょう。

小学校・中学校の例

あなたの自治体や学校の学級数・学校数・生徒数を代入しましょう。

算定額はこちらです。
予算額と比較してみましょう。

①図書費



小学校

学級

×

39.1

千円

=

千円

千円

中学校

学級

×

61.1

千円

=

千円

千円

②新聞費



小学校

学級

×

3.4

千円

=

千円

千円

中学校

学級

×

12.4

千円

=

千円

千円

③学校司書費



小学校

校

×

1,336

千円

=

千円

千円

中学校

校

×

1,279

千円

=

千円

千円

【地方交付税の算定に用いる標準施設の状況】

※1 学校図書館図書整備の一般財源(704千円)／施設規模(18学級)=1学級当たりの一般財源(39.1千円)

※2 学校図書館図書整備の一般財源(916千円)／施設規模(15学級)=1学級当たりの一般財源(61.1千円)

※3 新聞配備の一般財源(61千円)／施設規模(18学級)=1学級あたりの一般財源(3.4千円)

※4 新聞配備の一般財源(186千円)／施設規模(15学級)=1学級あたりの一般財源(12.4千円)

※5 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,336千円

※6 学校司書配置の1校あたりの一般財源 1,279千円

【備考】

※令和6年度ベース

※地方交付税算定額の試算に用いる学級数は、義務標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数です。また、学校数は、学校基本調査規則によって調査した当該年度の5月1日現在における数(在学児童生徒を有しない学校の数を除く)です。なお、補正係数は、考慮していません。

※①図書費、③学校司書費は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期、特別支援学校小中学校部に措置しています。

※②新聞費は小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校に措置しています。

※義務教育学校前期は小学校に、義務教育学校後期は中学校に、中等教育学校前期は中学校に、中等教育学校後期は高等学校に相当します。